政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年３月29日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県条例第18号

政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

政務活動費の交付に関する条例（平成25年岩手県条例第１号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別記様式（第８条関係） ［略］ 氏　名　　㊞ ［略］	別記様式（第８条関係） ［略］ 氏　名 ［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。